

令和4年八千代市農業委員会

第4回総会議事録

八千代市農業委員会

◆令和4年八千代市農業委員会第4回総会議事日程

開催日時	令和4年4月7日(木)午後1時30分～午後2時25分
開催場所	八千代市役所旧館4階 第1委員会室
日程第1	議事録署名人の選任
日程第2	議案上程(議案第1号～第7号, 報告第1号～第2号)
日程第3	議案審議及び採決

◆議 題

議案第1号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願の件
議案第2号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願の件
議案第3号	農地法第4条の件(県許可分)
議案第4号	農地法第3条の件
議案第5号	農用地利用集積計画審議の件(農業経営基盤強化促進法)
議案第6号	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件
議案第7号	「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」の取扱いについて
報告第1号	事務局長専決事項の報告 農地法第4条届出書の件
報告第2号	事務局長専決事項の報告 農地法第5条届出書の件

◆出席農業委員 (14名)

1 市川和彦	2 黒崎玲子	3 島村隼人
4 鈴木正範	5 安原清	6 將司実
7 加茂太郎	8 佐藤孝之	9 花島淳
10 立石勝則	11 稲垣哲也	12 間野恵一
13 齋藤孝一	14 小名木伸雄	

◆出席農地利用最適化推進委員（13名）

1 黒澤京子	2 小林正樹	3 立石猛
4 綱島和朗	5 吉橋清一	6 鈴木美登
7 志田啓佑	8 戸田真一	9 長岡勇
10 立石秀夫	11 中臺保美	12 今井茂
13 櫻井正浩		

◆事務局（4名）

局長 村田 順儀	次長 小林 直樹	主任主事 樽見 侑樹
主事 柳田 惇		

◆公開・非公開の別 公開

◆傍聴人 0名（定員3名）

◆総会議事録

議長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>議事に入る前に私から1点申し上げます。新型コロナウイルス感染症予防対策として、会議中、委員の皆さんはマスクを着用していただき、発言する際は着座にてお願いします。</p> <p>なお、パーテーションを設置しているため、採決や発言の際の挙手は、手をまっすぐ上げてくださいますようご協力をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>ただ今出席されております、農業委員は14名中、14名、推進委員は13名中13名です。農業委員定数の過半数に達しておりますので、本日をもって招集されました令和4年八千代市農業委員会第4回総会は成立いたしました。</p>
議長	<p>ただ今から開会します。</p> <p>日程第1、議事録署名人の選任を行います。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議事録署名人は議長において指名することに、異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p>
議長	<p>異議なしと認め、指名します。</p> <p>4番 鈴木正範委員、5番 安原委員、両委員をお願いします。</p>
議長	<p>日程第2、議案第1号から議案第7号及び報告第1号から報告第2号をもって、本日の議題とします。</p> <p>この際、お手元に配付してあります文書により、朗読は省略しますので、ご了承願います。</p>
議長	<p>日程第3、これより議案の審議及び採決を行います。</p> <p>議案の審議及び採決は、議案第1号より逐次行います。</p>
議長	<p>議案第1号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願の件、申請番号1番について、事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読</p>

<p>局長</p>	<p>本件は、3月28日、地区担当の稲垣委員、中基推進委員と4月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は、案内図1ページをご覧ください。萱田町北裏の畑2筆で、大和田中学校の南東約300メートルに位置しています。</p> <p>対象地は生産緑地の指定を受け、事由発生者が耕作をしていましたが、故障により、今後耕作を続けることが困難となったため、市長に対し、買取りの申出をするに至りました。</p> <p>この買取り申出に際し、生産緑地法第10条の規定により、事由発生者がこの農地の主たる従事者であることを証明する必要があるため、証明願が提出されたものです。</p> <p>農地台帳で事由発生者の従事日数を照会したところ、主たる従事者であることが確認できましたので、証明書を交付したいとするものです。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認をしています。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>11番 稲垣委員どうぞ。</p>
<p>稲垣委員</p>	<p>11番 稲垣です。</p> <p>去る3月28日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は畑として、適切に管理されておりました。</p> <p>また、事務局から説明があったとおり、事由発生者が故障したことにより、耕作を続けていくことが難しく、生産緑地の買取り申出をしたいとの事であり、事由発生者が主たる従事者であったことの証明を発行することについては、問題ないと思われまます。</p> <p>委員の皆さまのご審議をよろしくお願いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第1号について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>

<p>議長</p>	<p>【「討論なし」の声あり】</p> <p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第1号について、原案のとおり証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
<p>議長</p>	<p>【挙手】</p> <p>挙手、全員であります。 よって、議案第1号については、原案のとおり証明することに決定しました。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の件、申請番号1番について、事務局より概要の説明を願います。</p>
<p>次長</p>	<p>議案朗読</p>
<p>局長</p>	<p>本件は、3月28日、地区担当の立石勝則委員、立石秀夫推進委員と4月の現地調査班で調査を行いました。 場所は、案内図2ページをご覧ください。島田及び島田台の田、畑、合計11筆です。 申請内容は、相続人が相続した農地について納税猶予の適用を受けたいとするものです。 相続は令和3年8月12日、相続税の申告期限は10か月後の令和4年6月13日です。 納税猶予を受けるための要件については、被相続人は、死亡日まで農業を営んでいた個人であること、相続人は、相続税の申告書の提出期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うこと、対象地は、農地として適切に管理されていること、以上すべての要件を満たしております。 また、納税猶予制度の活用にあたっては、終身にわたり、相続人自らが継続して農業経営を行う必要があることを説明しており、申請地が遊休化しないよう指導しています。 なお、添付すべき必要書類も併せて確認をしています。 説明は以上です。</p>

議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。 10番 立石秀夫推進委員どうぞ。</p>
立石秀夫委員	<p>10番 立石です。 去る3月28日に現地調査を行いました。 現地は農地として、適切に管理されておりました。 また、事務局から説明があったとおり、申請人は納税猶予を受けるための要件を満たしておりますので、適格者証明書を発行するにあたり、問題はないと思われます。 委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。 質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 これより、議案第2号の1番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第2号の1番について、原案のとおり適格があると認め、証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第2号の1番については、原案のとおり適格があると認め、証明することに決定しました。</p>
議長	<p>次に、申請番号2番について、事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読</p>

<p>局長</p>	<p>本件は、3月28日、地区担当の花島委員、長岡推進委員と4月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は、案内図3ページをご覧ください。萱田、萱田町及びゆりのき台の田、畑、合計14筆です。</p> <p>申請内容は、相続人が相続した農地について納税猶予の適用を受けたいとするものです。</p> <p>相続は令和3年9月23日、相続税の申告期限は10か月後の令和4年7月25日です。</p> <p>納税猶予を受けるための要件は、申請番号1番と同様にすべての要件を満たしておりますが、本件は市街化区域の農地も含まれており、対象の農地については、生産緑地の指定を受け、適切に管理されていることも確認をしています。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認をしています。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>9番 花島委員どうぞ。</p>
<p>花島委員</p>	<p>9番 花島です。</p> <p>去る3月28日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は農地として、適切に管理されておりました。</p> <p>また、事務局から説明があったとおり、申請人は納税猶予を受けるための要件を満たしていますので、適格者証明書を発行するにあたり、問題はないと思われます。</p> <p>委員の皆さまの審議をよろしく願いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>12番 今井推進委員どうぞ。</p>
<p>今井推進委員</p>	<p>12番 今井です。</p> <p>議案書で見ると畑は大きく分けて3か所に分かれるかと思うのですが、別紙の案内図は2か所に色が塗られているように見えるのですが、どうしてですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>案内図を見ていただきますと、時平神社の北側の農地がゆりのき台六丁</p>

	目と萱田町北海道の飛び地になっており、案内図では、まとめて黒色で塗られていますが、畑5筆分になっています。そこから東の方向に塗られている場所は、萱田下ノ庭の畑1筆となっています。
今井推進委員	わかりました。
議長	よろしいですか。他に質疑ありませんか。
	【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 これより議案第2号の2番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。
	【「討論なし」の声あり】
議長	討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第2号の2番について、原案のとおり適格があると認め、証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
	【挙手】
議長	挙手、全員であります。 よって、議案第2号の2番については、原案のとおり適格があると認め、証明することに決定しました。
議長	議案第3号 農地法第4条の件、県許可分、申請番号1番について、申請代理人にお越しいただいていますので、入室願います。
	【申請代理人入室】
議長	申請代理人の方でよろしいですか。
申請代理人	はい。
議長	申請されました件について、各委員の質問にお答えください。

次長	<p>始めに、事務局より概要の説明を願います。</p> <p>議案朗読</p>
局長	<p>本件は、3月28日、地区担当の安原委員、吉橋推進委員と4月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は、案内図4ページをご覧ください。吉橋西ノ台の畑1筆で、睦橋の南西約260メートルに位置しています。土地の利用計画図は次の5ページを併せてご覧ください。</p> <p>申請理由は、事業者は対象地で市民農園を経営しており、隣接地を農園利用者の駐車場として借用していましたが、貸主の都合で今後利用ができなくなることから、農園利用者用の駐車場を設置したいとするものです。</p> <p>始めに、転用許可基準である立地基準について、農地区分は、農用地ですが、農業振興計画を軽微変更し、用途が農業用施設になっています。</p> <p>農用地は原則として転用の許可をすることができませんが、農業用施設やその施設に付随する駐車場等で、利用者数などに照らして規模が過大でないと認められるものであれば許可できるものとされており、数量算定根拠や事業計画を確認したところ、規模が過大でないことを確認しています。</p> <p>もう一つの転用許可基準である一般基準は、申請目的実現の確実性として、転用行為に必要な資力は、残高証明書で確認をしています。転用行為の妨げとなる権利の有無は、当該地に借受人はいません。</p> <p>周辺農地の営農条件への支障は、隣接に農地がありますが、申請地側が低くなるよう整地するため、農地への土砂の流出はありません。</p> <p>雨水は、砂利敷きの自然浸透とすること、工事中は、隣接道路への影響がないよう適切に人員を配置し、安全に配慮すること、それぞれ確認しております。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認をしています。説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>5番 安原委員どうぞ。</p>
安原委員	<p>5番 安原です。</p> <p>去る3月28日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は畑として、適切に管理されておりました。</p> <p>また、先ほど事務局から説明があったとおり、市民農園用の駐車場を設置するということですので、転用については止むを得ないと思いますが、現地は隣接北側の道路から2、3メートル上がった崖地になっているため、</p>

	<p>土砂等の流出がないよう施工には十分注意し、行っていただきたいと思 います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
	<p>【佐藤委員挙手】</p>
議長	<p>8番 佐藤委員どうぞ。</p>
佐藤委員	<p>8番 佐藤です。計画地が北側の道路より2, 3メートル高いというこ とになっていますが、車の落下防止あるいは土砂の流出防止などの安全対 策を講じる予定はありますでしょうか。</p>
申請代理人	<p>利用計画図をご覧ください。計画地は道路より2～3メートル高くなっ ています。始めに、隣接地の状況でございますが、利用計画図の左側に地 番2166, 2165と記載されているのは宅地です。この宅地から約2. 5メートルは現状のまま残すこととしております。そこから、1メートル 法面をつくり、3メートルの進入路を建設する予定で、隣地の同意をいた だいております。さらに法面については、ネット芝生というネットの中に 芝生の種が入っていて、土砂の流出を防ぐというもので計画しております。</p> <p>駐車場前の、車を止める場所につきましては、砕石で、フラットにはな りませんが、それでも60センチメートルくらい高低差が出てくる場合もあ りますので、そこにつきましても法面はネットの芝張りにすることで雨水 の防止にしたいと考えております。</p> <p>また車の落下防止についても、車止めを短管パイプで施工し、さらに高 さ50～60センチメートルの砂利飛散防止柵を設け、砂利が道路に飛び 出ないようにします。さらに現地に植えているツゲの木を駐車場と道路の 間に移植して落下防止等にしたいと考えておりますのでよろしくお願いま す。</p>
佐藤委員	<p>ありがとうございます。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p>
	<p>【質疑なしの声あり】</p>

議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 ご苦労様でした。 申請代理人は退室してください。</p> <p>【申請代理人退室】</p>
議長	<p>議事を進めます。 これより、議案第3号について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第3号について、申請のとおり原案を許可相当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第3号については、原案のとおり許可相当とすることに決定しました。</p>
議長	<p>議案第4号 農地法第3条の件、申請番号1番について、事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読</p>
局長	<p>本件は、3月28日、地区担当の市川委員、黒澤推進委員と4月の現地調査班で調査を行いました。 場所は、案内図の6ページをご覧ください。島田台平戸台の畑1筆で、秀明大学の東約620メートルに位置しています。 申請内容は、土地の売買取得です。 譲受人の申請理由は、農業経営の拡大を図りたいとするものです。 農地法第3条の許可基準の全部効率利用要件について、遊休農地はありませんが、貸付地があります。こちらは平戸の盛土事業地区に入っており、</p>

	<p>適切に管理されておりますので、問題ありません。</p> <p>また、機械の保有、技術についても永年、農業経営を続けてきた農家です ので問題ありません。</p> <p>農作業常時従事要件は、従事日数が300日ですので、150日要件を 満たしています。</p> <p>下限面積要件は、現在の耕作面積は17,270平方メートルですので、 すでに30アール要件を満たしています。</p> <p>地域との調和要件は、周辺農地の利用に影響を与える要因は無く、問題 はありません。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認しています。 説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>1番 市川委員どうぞ。</p>
市川委員	<p>1番 市川です。</p> <p>去る3月28日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は畑として、適切に管理されておりました。</p> <p>譲受人の取得要件についても、永年経営を行っている農家世帯ですので、 許可について特段問題はないと思われま</p> <p>す。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第4号について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙 手を求めます。</p>

議長	<p>【挙手】</p> <p>挙手，全員であります。</p> <p>よって，議案第４号については，原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>議案第５号 農用地利用集積計画審議の件，本件は，加茂委員が関係しています。議案に係る委員については，農業委員会等に関する法律第３１条及び八千代市農業委員会会議規則第２０条の規定により，議事に参与することができないため，加茂委員は，質疑が終わりましたら退室してください。</p> <p>それでは，事務局は概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読</p>
局長	<p>お手元の資料で右上に「参考案内図１」と記載があります，令和４年第４回総会議案第５号案内図１ページをご覧ください。</p> <p>本件の場所は，保品平台の畑１筆で，少年自然の家の南西約１４０メートルに位置しています。</p> <p>借人の申請理由は，使用貸借権の新規設定で，期間は約１年です。</p> <p>貸人の申請理由は，その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>利用集積計画要件の「全部効率利用要件」について，遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>「常時従事要件」について，従事日数は２５０日となっており，１５０日以上を満たしています。説明は以上です。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め，質疑を終わります。</p> <p>それでは，加茂委員は退室してください。</p> <p>【加茂委員退室】</p>

議長	<p>議事を進めます。</p> <p>これより議案第5号について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第5号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。</p> <p>よって、議案第5号については、原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>加茂委員、入室願います。</p> <p>【加茂委員入室】</p>
議長	<p>議事を進めます。</p> <p>議案第6号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件、事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読</p>
局長	<p>本件は、3月28日、地区担当の立石勝則委員、立石秀夫推進委員と4月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>相続人の納税猶予が20年の満了を迎えるため、その利用状況の確認を行ったものです。</p> <p>場所は、現地調査案内図の7ページをご覧ください。</p> <p>調査の結果、農地としてそれぞれ適正に管理されていたので、利用状況について議案書の回答のとおり、税務署に報告したいとするものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>10番 立石勝則委員どうぞ。</p>

立石勝則委員	<p>10番の立石です。</p> <p>去る3月28日に現地調査等により確認を行いました。</p> <p>対象の特例農地は適正に管理されておりましたので、納税猶予の20年の満了を迎えるにあたって特段問題ないと思われま。委員の皆さまのご審議、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第6号について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第6号について、原案のとおり回答することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。</p> <p>よって、議案第6号については、原案のとおり回答することに決定しました。</p>
議長	<p>議案第7号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」の取扱いについて、事務局より説明願います。</p>
局長	<p>議案書の8ページ並びに「別紙2」「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」の取扱いについてをご覧ください。</p> <p>生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明は、これまで総会にて審議、採決を経て証明書を交付してきましたが、事由発生者が主たる従事者であることは、農地台帳に記載されている従事日数により客観的に判</p>

<p>議長</p>	<p>断できるため、総会での審議を行わず、申請から交付までの期間を短縮し、利便性を高めたいとするものです。</p> <p>具体的には証明願の受理後、地区担当の農業委員、推進委員及び事務局で、現地確認を行い、証明書を交付します。なお、証明書を交付後、速やかに会長決裁事項として総会にて報告します。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>本件は、事前に総会運営委員会に諮られたため、審議内容について、立石勝則委員長から、報告をお願いします。</p>
<p>立石勝則委員</p>	<p>総会運営委員会委員長の立石です。</p> <p>去る、3月9日、令和3年度第3回総会運営委員会を開催し、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願の取扱いについて審議しました。</p> <p>事務局の説明では、主たる従事者の証明については、総会に諮らなければならないという法的根拠はなく、他市の農業委員会でも地区担当の皆さんと現地を確認し、会長決裁や局長専決により1週間程度で交付し、総会で報告するなど、手続を簡略化している自治体もあるということでした。</p> <p>八千代市においても、地区担当の委員と事務局で現地を調査した後、会長決裁事項として証明書を交付し、総会へ報告するという流れを採用したほうが良いのではないかとということで意見がまとまりました。</p> <p>報告は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第7号について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第7号について、原案のとおり、取扱うことに賛成の農業委員の挙</p>

	手を求めます。
	【挙手】
議長	挙手，全員であります。 よって，議案第7号については，原案のとおり取扱うことに決定しました。
議長	報告第1号 事務局長専決事項の報告について，農地法第4条届出書の件，事務局より報告を願います。
次長	報告説明
議長	報告第1号については，報告のとおり届出があり，受理済みでありますので，ご承知願います。
議長	報告第2号 事務局長専決事項の報告について，農地法第5条届出書の件，事務局より報告を願います。
次長	報告説明
議長	報告第2号については，報告のとおり届出があり，受理済みでありますので，ご承知願います。
議長	その他としまして，3月14日に開催された，令和3年度八千代市環境審議会に間野委員が出席されましたので，間野委員から報告願います。
間野委員	12番 間野です。環境審議会については，書面開催となり，会議自体は開催されませんでした。 内容につきましては，八千代市第3次環境保全計画が，令和3年3月に策定されましたが，同計画に記載されている主要施策に基づく，具体的な活動内容及びその担当課を明確にするため，八千代市第3次環境保全計画前期アクションプランが策定されました。 アクションプランにつきましては，令和3年4月から約1年後にして策定されたものであり，これについても意見を事務局より求められました。今回につきましては，報告事項に対しての意見であるため，現時点では直接意見は反映させず，令和4年度以降の課題として取り上げていくことと

議長	<p>なっております。 報告は以上です。</p> <p>ただ今の報告につきまして、質問ありませんか。</p> <p>【「質問なし」の声あり】</p>
議長	<p>質問がないようですので、報告のとおりとします。 間野委員ありがとうございました。</p>
議長	<p>次に、令和3年度第3回総会運営委員会が開催されましたので、立石勝則委員長から報告願います。</p>
立石勝則委員	<p>総会運営委員会 委員長の立石です。 去る、3月9日、農業委員会総会終了後に令和3年度第3回総会運営委員会を開催しました。 内容といたしましては、先ほど議案第7号で審議しました「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願の取扱い」など、総会の進行等について何点か話し合いました。 始めに、現在、総会では、委員は起立して発言していますが、質問に受け答えする権利者や申請者は着座のままということもあり、委員も着座のまま発言しても構わないのではないかという意見がありました。発言者の顔が見えないという懸念もありますが、しばらくの間、着座したまま発言し、会議の進行に支障がなければ、着座で行うことといたします。 次に、今後の農地台帳調査の方法についてです。農地台帳調査につきましては、皆さん創意工夫されて実施されたと思います。 調査中に、事務局へ寄せられた意見として、「記入したアンケート用紙をそのまま委員さんに渡すのに抵抗があるので、記入後に入れる封筒を用意して欲しい」「案内文書が添付されておらず、どうしたら良いのか分からなかった」「農地台帳は個人情報に記載されているので、配付と回収は封筒に入れたほうが良い」といったものがあったとのことでした。 今後の調査方法について、封筒を用意してはどうかなど、話し合いましたが、委員によって調査方法が異なるため、結論は出ませんでした。引き続き検討していくこととなりました。 報告は以上です。</p>
議長	<p>ただ今の報告につきまして、質問等ありませんか。</p>

	<p>【「質問なし」の声あり】</p> <p>議長 質問等がないようですので、報告のとおりとします。立石勝則委員長ありがとうございました。</p> <p>議長 以上をもって、本総会における案件の審議は全て終了しました。次に、事務局より連絡事項があります。</p> <p>次長 事務連絡 ○農地台帳整備調査に対する謝金について ○令和4年度スケジュールの変更について ○「やちよ食育マガジン (Vol.28)」の配付について ○農業委員会活動記録簿の回収について ○議案書及び現地調査結果報告書について ○次回の総会について 5月6日(金) 午後1時30分から 市役所 旧館4階 第1委員会室 ○次回の現地調査について 4月26日(火) 担当委員：鈴木正範委員，安原委員 午後1時15分に事務局へ集合</p> <p>議長 以上で令和4年第4回総会を閉会します。</p>
--	--